

都市再生整備計画(第6回変更)
なんば^{えきしゅうへん}駅周辺地区

おおさかふ おおさかし
大阪府 大阪市

令和7年3月

事業名	確認
都市構造再編集支援事業	
都市再生整備計画事業	
まちなかウォークابل推進事業	■

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)–②

都道府県名	大阪府	市町村名	大阪市	地区名	なんば駅周辺地区	面積	39.8 ha
計画期間	平成30年度～令和11年度	交付期間	平成30年度～令和6年度				

目標
エリアマネジメントによる車中心から人中心への空間再編・観光拠点化の推進 目標1:車中心から人中心の空間再編による歩行環境の改善・魅力ある都市空間の創出 目標2: 公民連携によるミナミの地域特性を活かした観光魅力の向上

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 本地区は、Osaka Metro(御堂筋線、四つ橋線、千日前線)や私鉄各社(南海電気鉄道、近畿日本鉄道、阪神電気鉄道等)が乗り入れるなど、交通アクセスの至便な大阪の南の玄関口にあり、関西国際空港に直結する主要交通拠点である。 鉄道事業者によるターミナルの近代化をはじめ、道頓堀川のとんぼりリバーウォークの運営管理、放置自転車対策など、これまで民間が積極的にまちづくりに参加し、大阪を代表する商業・観光エリア「ミナミ」を形成してきており、地区内には、大型商業施設や商店街、百貨店、多種多様な飲食・物販店舗などの商業施設に加え、なんばグランド花月や松竹座、国立文楽劇場、とんぼりリバーウォーク、なんばHatchなどの文化・観光関係施設が点在している。 このように培われてきた、都市機能等の集積を大切にし、誰もが安全・快適に移動でき、人が集まり交流する、活気、賑わい、ゆとりのある「ミナミ」の形成をめざすことを基本理念とする「大阪市難波地区交通バリアフリー基本構想(平成15年4月策定)」に基づき、移動空間のネットワーク形成や案内・誘導サインの整備等による鉄道駅周辺の道路や駅前広場等の交通結節点としての機能強化に取り組むこととしている。 また、都市再生緊急整備地域「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(平成14年7月指定)」及び「難波・湊町地域((平成14年7月指定、平成19年2月に区域拡大)」を有し、都市再生特別地区の指定や民間都市再生事業による大規模開発が進展している。 さらに、急増するインバウンドの更なる拡大を見据えた関西国際空港とのアクセス改善を図るため、大阪都心部と関西国際空港を直結し、JR新大阪駅及び京阪神圏の各拠点と市から関西国際空港へのアクセスの強化に資する路線としてなにわ筋線が整備中である。 また、なんば駅周辺では、地元町会や商店街、周辺企業等で構成される「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を中心に、なんば駅前及びなんさん通りの歩行者空間化に向けた取り組みが進められており、現在、なんば駅周辺の道路空間を車中心の空間から人中心の空間へと再編し、エリアマネジメント活動により、世界を惹きつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出を図るため、地元・経済界・行政が一体となって取り組んでいる。

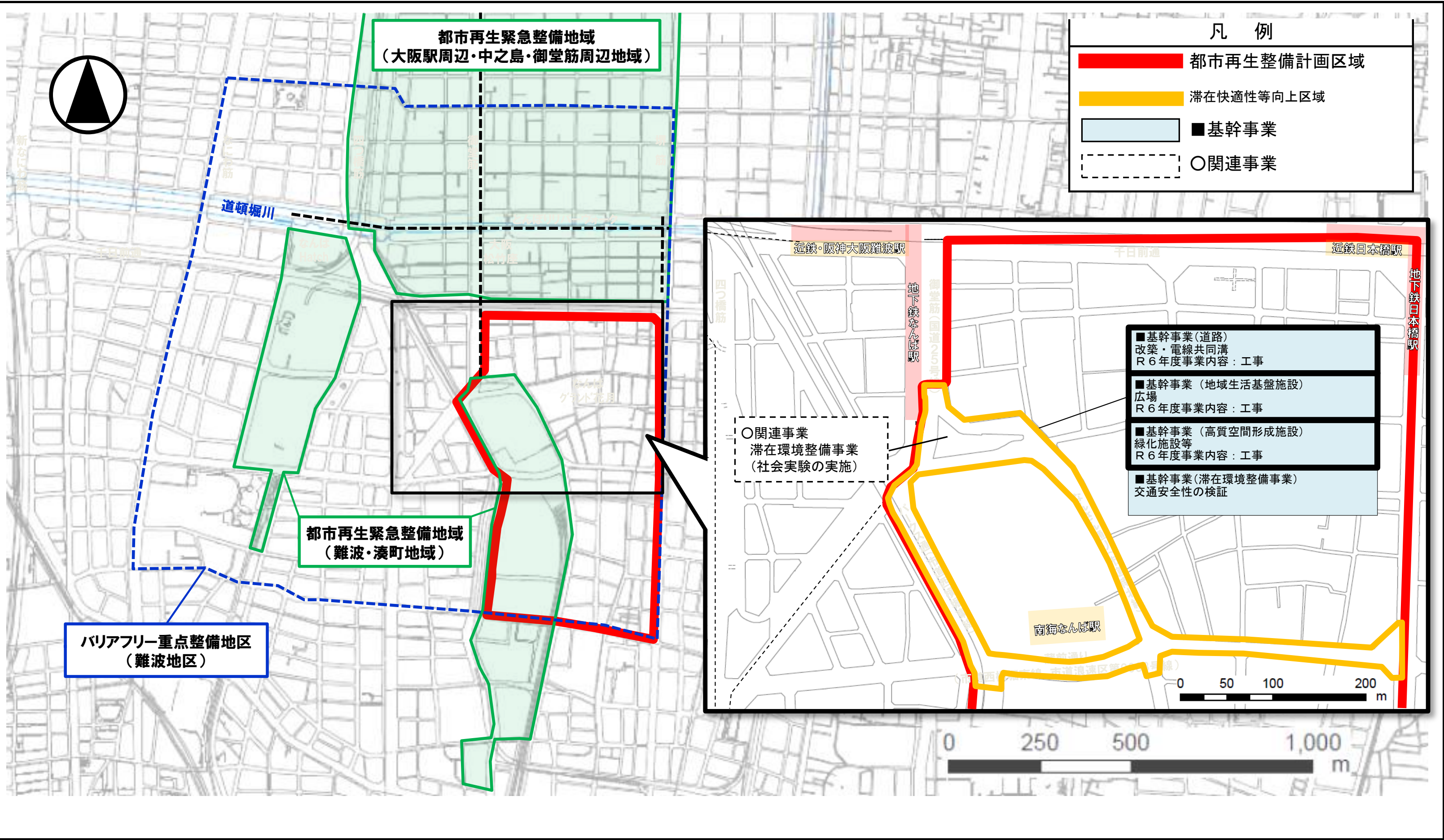
課題
・南海難波駅の北側に位置する駅前空間は、周辺エリアへの主要動線及び複数の交通機関を有する市内有数の重要な交通結節点であるが、車の空間が多くを占め、また車道で分断されているなど車中心の空間となっており、一体性に欠けている。 また、関西国際空港から大阪への玄関口に位置しているが、玄関口にふさわしい風格を備えていない。 ・なんば駅周辺の道路空間は、タクシー滞留、通過交通によるエリア分断、電線等による景観阻害、さらに、狭い歩道・歩行者の増加等による歩行環境の悪化など、魅力的な空間が不足している。 ・世界を惹きつける観光拠点として、ミナミ・大阪・関西の回遊性を高めるためのミナミの地域特性を活かした着地型観光の促進や、安全で安心な観光客受入環境の整備が急がれている。 ・再編後の道路空間が持続的に維持・運営され発展していくためには、自律的に地域の課題に向き合って活動する主体と、それを支援する行政組織がビジョンを共有しながら、適切に役割分担を行うことが必要であり、なんば駅周辺の道路空間では、歩行者利便増進道路等の制度を活用しながら、民間のエリアマネジメント組織が担い手となる管理・運営をめざしている。 ・既成市街地での活動となるため、地域・企業や既存のまちづくり団体と連携を図りながら、協働や参画の輪を拡げていくエリアマネジメントの展開が望まれており、広場・道路空間の環境維持を土台に、情報発信やにぎわい創出などの広場の価値向上への取組みを通して、周辺エリアやミナミ・大阪への貢献や効果の波及をめざしている。

将来ビジョン(中長期)
①都市再生緊急整備地域「難波・湊町地域(平成14年7月指定、平成19年2月区域拡大)」地域整備方針 ターミナル改修等に合わせた歩行者空間・動線の再整備により、周辺地区との回遊性を確保するとともに、ターミナル及びその周辺地区における景観改善等の協働のまちづくりの取組により、魅力とにぎわいにあふれた都市空間を再生 など ②「大阪市難波地区交通バリアフリー基本構想(平成15年4月)」 「大阪の『顔』にふさわしい都市機能が面的に集積した範囲」、「広域的な集客力を持つ商業・娯楽空間を含む範囲」、「障害者、高齢者、来訪者など誰もが回遊し、『ミナミ』を楽しむ範囲」として、約191haの重点整備地区を設定 ③「なんば駅周辺道路空間の再編に係る基本計画(平成29年3月)」 ※官民による合同組織「なんば駅前広場空間利用検討会」において策定した「なんば駅前の広場化」を官民が協働して実現するための指針 なんば駅前空間を一つの拠点として、御堂筋をはじめ魅力ある駅周辺エリアの歩行者回遊性が向上し、大阪やミナミの世界的知名度を確立する ④「大阪都市魅力創造戦略2025(令和3年3月)」 ※都市魅力創造にかかる観光戦略等の上位概念となる大阪府・大阪市共通の戦略 なんば駅周辺の道路空間を、「車」中心の空間から「人」中心の空間へと再編し、世界を惹きつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出を図る ⑤「第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年9月)」 なんば駅周辺の道路空間を、車中心の空間から人中心の空間へと再編し、地元組織等のエリアマネジメント活動により、世界をひきつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出を図る ⑥「なんば駅周辺における空間再編推進事業整備プラン(令和4年7月)」※なんば周辺における道路空間の整備方針や整備形態等を定めた計画(大阪市策定) ・なんば駅周辺の道路空間を、車中心の空間から人中心の空間へと再編し、世界をひきつける観光拠点として上質で居心地の良い空間を創出 ・ポストコロナの取組みとして、2025年度大阪・関西万博に向けて整備を推進

目標を定量化する指標									
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値 (交付期間)		目標値 (計画期間)	
					基準年度		目標年度		目標年度
イベント開催数	回/年	駅前空間におけるイベント開催数	車中心から人中心の空間再編により、駅前空間におけるイベントの開催数が増加する。	0	H29	12	R6	24	R11
案内所の利用者数	千人/年	観光案内所の利用者数 (難波観光案内所におけるカウント)	魅力ある都市空間や観光魅力の向上により、観光案内所の利用者数が増加する。	132	H28	134	R6	136	R11

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
目標1：車中心から人中心の空間再編による歩行環境の改善・魅力ある都市空間の創出 ・駅前空間を車中心の空間から人中心の空間へと再編し、周辺エリアへの主要動線や複数の交通機関間の交通結節点機能を強化するとともに、大阪の南の玄関口にふさわしい風格を備えた上質な居心地の良い空間を創出する。 ・なんば駅周辺の道路空間を車中心の空間から人中心の空間へと再編し、歩行環境を改善するとともに魅力ある都市空間を創出する。		【基幹事業】 ■道路（改築、電線共同溝） ■地域生活基盤施設（広場、情報板） ■高質空間形成施設（緑化施設等、歩行支援施設・障害者誘導施設等） ■滞在環境整備事業（交通安全性の検証） 【関連事業】 ○御堂筋チャレンジ2024（仮称） ○滞在環境整備事業（社会実験）
目標2：公民連携によるミナミの地域特性を活かした観光魅力の向上 ・世界をひきつける観光拠点化に向け、駅前や周辺道路空間の再編による安全で安心な観光客受入環境整備及び回遊性向上にあわせ、地元組織等のエリアマネジメント活動によるミナミの地域特性を活かした着地型観光を促進する。		【基幹事業】 ■道路（改築、電線共同溝） ■地域生活基盤施設（広場、情報板） ■滞在環境整備事業（交通安全性の検証） 【関連事業】 ○御堂筋チャレンジ2024（仮称） ○滞在環境整備事業（社会実験）
その他 ■地区周辺の取組等 【道頓堀川水辺空間利用】 ・道頓堀川は、大阪の繁華街「ミナミ」の中心を東西に流れる、広く人々に親しまれている大阪を代表する一級河川 ・都心部に残された貴重な水辺空間を最大限活かすよう、道頓堀川水辺整備事業を実施し、湊町～日本橋間の全長約1.0km において親水性の高い遊歩道（愛称名：とんぼりリバーウォーク）を整備し、平成25 年3月に完成 ・平成16年3月の国土交通省による河川敷地占用許可準則の特例措置を受けて、平成17 年度より賑わい創出に向けた社会実験を実施 ・平成23年3月に河川敷地占用許可準則の改正を受け、民間活力の導入によるさらなる利用促進を図ることを目的に、とんぼりリバーウォークの管理運営事業者を公募し、平成24 年度より民間事業者による管理運営を実施 ・地域住民の合意形成・公平性の確保を図るため、地元代表者・学識経験者から構成される「道頓堀川水辺空間利用検討会」を設置し、河川敷地の利用調整・利用ルールづくりを実施 【御堂筋の道路空間再編】 ・御堂筋は、国道25号と国道176号から構成される幅員約44mの大阪のメインストリートで、阪急前から難波駅前までの区間（約4.2km） ・平成24年4月から、指定区間外の国道として大阪市が再び管理することとなり、大阪都心の顔としての魅力・集客力を活かす取り組みを実施 ・昭和12年に完成した御堂筋は、平成29年5月11日で完成80 周年 ・平成29年度の御堂筋完成80周年記念事業において、シンポジウム、ワークショップ等を開催し、幅広く市民意見を聴取し、H31年3月に御堂筋の将来ビジョンを策定 ・現在、将来ビジョンの実現に向けた道路空間再編に取り組む 【観光客の受入環境整備事業・観光バス乗降場の利便性向上事業】 ・外国人等観光客の急増に伴い、市内特にミナミエリアに観光バスの利用が集中 ・ミナミエリアからアクセスのよい場所における観光バス駐車場の整備や日本橋観光バス乗降スペース付近への観光案内表示の設置により、外国人等観光客の受入環境を整備 ・日本橋観光バス乗降スペースに誘導員を配置し、観光バス及び観光客の適切な誘導を行うことで安全を確保し、さらに多くの観光客を受け入れ 【観光案内機能の強化】 ・地元組織等のエリアマネジメント活動による、ミナミの地域特性を活かした観光案内機能の強化検討など 【なんば駅周辺道路空間の再編に向けた取組経過】 平成23年06月 「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（以下、「地元協議会」という。）」始動 平成27年04月 地元協議会から大阪市に要請書提出 平成27年12月 「なんば駅前広場空間利用検討会（有識者、地域団体、大阪市、大阪府、大阪商工会議所）」始動 平成28年03月 「なんば駅周辺道路空間の再編に係る基本計画中間とりまとめ（なんば駅前広場空間利用検討会）」策定 平成28年11月 「なんば駅周辺道路空間再編社会実験（実行委員会：地元協議会、大阪商工会議所、大阪府、大阪市）」実施 平成29年03月 「なんば駅周辺道路空間の再編に係る基本計画（なんば駅前広場空間利用検討会）」策定 令和3年11月～12月 「なんば駅周辺道路空間再編社会実験（大阪市、なんば広場マネジメント法人設立準備委員会）」実施 令和4年07月 「なんば駅周辺における空間再編推進事業整備プラン（大阪市）」策定 令和4年09月 なんば駅周辺道路空間再編事業 工事着工 令和5年11月 なんば駅周辺道路空間再編事業 広場部先行オープン 大阪市が占用主体となり、地元団体と連携しながら広場の管理運営を行う社会実験を開始		

なんば駅周辺地区(大阪府大阪市)	面積	39.8(2.9)ha	区域	[中央区]難波3丁目、難波5丁目、千日前2丁目、難波千日前の全部と日本橋1丁目、日本橋2丁目の一部 [浪速区]難波中2丁目の全部と日本橋西1丁目、日本橋3丁目、日本橋4丁目の一部
------------------	----	-------------	----	--



協定制度等の取組み											
官民連携によるエリアマネジメント方針等											
事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体 (占有主体)	活用する制度						その他の制度
					道路占有許可特例(都市再生特別措置法 46 条 10 項)	河川敷地占有許可(河川敷地占有許可準則 22)	都市公園占有許可特例(都市再生特別措置法 第 46 条 12 項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法 46 条 25 項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法 46 条 24 項)	低未利用土地利用促進協定(都市再生特別措置法 第 46 条 26 項)	道路占有許可特例(道路法 48 条の 28 第 1 項)
1	●ベンチ等及びイベント施設等の設置・管理 ・日常時(イベント実施日以外)にベンチ等を設置し、適切に維持管理を行う。 ・イベント時はイベント施設を設置し、地域活性化・地域環境保全活動に繋がるイベントを開催する。また、イベント利用の受付、維持管理協力金(広場利用料)の徴収を行う。	・ベンチ等の設置により、来街者が休憩できる空間を確保し、滞在環境の向上を図る。 ・イベントの実施により、にぎわいを創出し、居心地が良く歩きたくなるまちの形成を図るとともに、エリアマネジメントの実施に必要な維持管理等の財源を確保する。	R7～ R11	公募選定事業者							○
2	●景観形成広告塔等の設置・管理 ・デジタルサイネージやバナー広告等の広告板を設置し、広告の放映や広告板の管理運営等を行う。 ・なお、広告板では、適時、公共情報(周辺の施設情報、交通情報、広場のイベント情報・適正利用に関する情報等)や防災関連の情報も提供する。	・エリアマネジメントの実施に必要な維持管理等の財源を確保する。 ・適時、来街者にとって有益な情報を提供することにより、地域の賑わい創出・回遊性向上・防災性向上を図る。	R7～ R11	公募選定事業者							○
3	●案内サイン等の設置・管理 ・広場の適正利用ルール等の掲示を行う。	・広場の適正利用に関する情報(自転車押し歩き、スケボー禁止等)を掲示し、来街者に広場ルールを周知することにより、広場の適正利用を促進する。	R7～ R11	公募選定事業者							○
4	●購買施設等の設置・管理 ・設置希望があった場合、関係者と設置内容について調整の上、購買施設等を設置し、適切に維持管理する。 ※別紙(歩行者利便増進誘導区域図)の区域②が対象	・エリアマネジメントの実施に必要な維持管理等の財源を確保するとともに、にぎわい創出を図る。	R7～ R11	公募選定事業者							○
5	●カメラ等の設置・管理 ・広場にカメラ等を設置し、広場の適正管理を行う。	・広場に設置したカメラを活用し、警備を実施することにより、安全安心な空間の創出を図る。	R7～ R11	公募選定事業者							○

参考（ソフト事業）												
官民連携によるエリアマネジメント方針等												
事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体 （占用主体）	活用する制度						その他の制度	
					道路占用許可特例（都市再生特別措置法 46 条 10 項）	河川敷地占用許可（河川敷地占用許可準則 22）	都市公園占用許可特例（都市再生特別措置法第 46 条 12 項）	都市利便増進協定（都市再生特別措置法 46 条 25 項）	都市再生整備歩行者経路協定（都市再生特別措置法 46 条 24 項）	低未利用土地利用促進協定（都市再生特別措置法第 46 条 26 項）	道路占用許可特例（道路法 48 条の 28 第 1 項）	
参考												
	6	●清掃、巡視点検 ・路面、テラスベンチ、側溝を対象に、施設を良好に維持するための清掃業務を実施する。 ・また、施設の異常及び危険箇所等の有無について巡視点検を行う。	・清掃や巡視点検を行い、施設を良好に維持し、質の高い安全安心な空間形成を図る。	R7～ R11	公募選定事業者							
	7	●自転車利用等の適正化啓発 ・広場内は自転車走行禁止であることを周知する啓発活動を実施する。 ・本市や地域団体等が実施する放置自転車対策への協力を行う。	・啓発活動により広場での自転車利用ルールを周知し、自転車利用の適正化を図るとともに、放置自転車対策を実施することにより、安全安心な空間形成を図る。	R7～ R11	公募選定事業者							
	8	●イベント誘致 ・魅力の高いイベントの誘致プロモーションを実施する。	・良好な民間イベント等を開催し、地域の活性化が促進されるとともに、本プロジェクトの事業性が高まる。	R7～ R11	公募選定事業者							
	9	●情報発信 ・広場で実施するイベントや周辺情報等について、WEB サイト、サイネージな、チラシ配布等により情報発信を行う。	・広場のイベントや適正利用等に関する情報発信を行い、にぎわい創出や適正利用促進を図る。	R7～ R11	公募選定事業者							
	10	●地域との連携 ・地域との情報交換、対話等による連携を実施する。	・地域と一体となれるエリアマネジメント団体を育成することで、将来の一体的なエリアマネジメントを実現していく。	R7～ R11	公募選定事業者							
	11	●効果測定・検証 ・区域内はもとより周辺への波及効果を含めた効果検証を実施する。	・エリア全体の価値向上を見える化し、対策を実施することで更なる地域活性を図る。	R7～ R11	公募選定事業者							